

ケアプランセンター大空
重要事項説明書

ケアプランセンター大空重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業時間

電話	0748-71-4330	ファックス	0748-71-4430
営業日	月～金曜日	営業時間	9:00～17:00
その他	・営業をしない日 12月30日～1月3日 ・緊急時は営業時間外でも連絡ください		

2. 当事業所の概要

事業所名	ケアプランセンター大空
所在地	滋賀県湖南市吉永170番地4
事業所の指定番号	滋賀県 2572300172
サービスを提供する地域	湖南市

★上記以外の地域の方でもご希望の方はご相談ください。

3. 当事業者の法人概要

名称	特定非営利活動法人ふれあいセンター「そよ風」
所在地	滋賀県湖南市吉永170番地4
法人種別	特定非営利活動法人
代表者	理事長 西岡 正光

4. 当事業所の従業員

	員数	業務内容	勤務体制
管理者	1名	介護支援専門員の管理 苦情処理	常勤兼務
介護支援専門員	1名 以上	サービス計画の作成 サービス実施状況の把握など	

5. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者やご家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介
-------	---

	介護保険施設等との連絡調整等の提供を行います。
運営の方針	利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようかつ、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・福祉・医療サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 また、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。 事業の運営に当たっては、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設および他の居宅介護支援事業者等との連携に努めます。 上記の他、「湖南省指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」を遵守します。

6. 提供するサービスの内容と料金

【内容】

内容	提供方法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	ご本人様とともに、ご本人様に必要な援助を考え、サービス担当者会議などを行い、居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との連絡調整等を行います。
サービスの実施状況および課題の把握	1ヶ月に1回以上（テレビ電話装置等でモニタリングする場合は2ヶ月に1回以上）、担当の介護支援専門員がご本人様のお宅にうかがって、サービス内容が適切かどうかなどについて話し合い、1ヶ月ごとに評価を行います。 テレビ電話装置等でモニタリング ☐ 可 ☐ 否
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、またサービスが計画通りに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。
要介護（要支援）認定等の協力、援助	ご本人様が要介護認定、要支援認定の変更や、更新認定を受けるについて申請を代わって行ったり、その他必要な援助を行います。
ご利用者様からの相談の対応	介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けします。

【料金等】

1. 利用料

居宅介護支援の利用料は、法定代理受領により、当事業所に対して介護保険給付が支払われる場合、本人の自己負担はありません。居宅介護支援の利用料は、下記のとおりです。

・居宅介護支援・・・要介護１・２の場合：11,088円（1,086単位）／月

要介護３～５の場合：14,406円（1,411単位）／月

・初回加算：新規に居宅サービス計画を作成した場合、もしくは要介護度状態区分の２段階以上の変更認定を受けた場合、3,063円（300単位）／月を加算。

・入院時情報連携加算：入院する際、ご本人に関する必要な情報を医療機関に提供した場合。（（Ⅰ）（Ⅱ）いずれか）

（Ⅰ）医療機関に入院した日のうちに提供した場合：2,552円（250単位）／月

（Ⅱ）医療機関に入院した翌日または翌々日提供した場合：2,042円（200単位）／月

・退院・退所加算：入院・入所期間を経た後の退院・退所に当たって入院施設等との連携を図った場合、当該月についてのみ加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携１回	4,594円（450単位）	6,126円（600単位）
連携２回	6,126円（600単位）	7,657円（750単位）
連携３回	—	9,189円（900単位）

・緊急時等居宅カンファレンス加算：医療機関の求めにより、医療期間の職員と共にご本人の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じてサービス等の利用調整を行った場合 2,042円（200単位）／回（１月に２回を限度として算定可能）

・特定事業所集中減算：▲2,042円（200単位）／月

・通院時情報連携加算 510円（50単位）／月 １月に１回を限度

利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等のご本人に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等からご本人に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

・ターミナルケアマネジメント加算：4,082円（400単位）／月

死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上在宅の訪問を行った場合

・介護職員等処遇改善加算

１月につき所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えたもの）に 21/1000 をかけて端数が出たら四捨五入した単位

介護保険の適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦１ヶ月当たり上記の料金をいただき、指定居宅介護支援提供証明書を発行します。指定居宅介護支援提供証明書を後日市町の窓口

に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

2. 交通費

介護支援専門員の訪問交通費は湖南市内であれば無料です。それ以外の地域の方は介護支援専門員がお伺いするための実費が必要となります。

その費用は、訪問に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業実施地域を越えた地点から1 kmにつき25円
- (2) タクシーを利用した場合は実費負担

3. 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

4. 記録の複写費

記録の複写費としてコピー代1枚につき10円

5. 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月10日までに請求書を送付いたしますので、10日以内に請求書によりお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

【プライバシー（個人情報）の保護】

当事業所がサービスを提供するさいに、ご本人やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などのご本人さまへのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、ご本人の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめご本人に説明し同意書に署名捺印をいただきます。

7. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員は、いつでも変更できます。

8. 解約

- 1. ご本人は事業者に対して、契約書に添付した「契約解約申出書」を事業者に届け出てください。これによって、いつでもこの契約を解約することができます。ただし、緊急の入院などで、やむを得ない場合はこの限りではありません。

2. 事業者は、事業の廃止などやむを得ない事情がある場合、ご本人に対して契約終了日1ヶ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することがあります。この場合、当事業所は他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、ご本人が続けて、滞りなく介護保険のサービスを受けることができるように手配します。

9. 利用状況の提示

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

10. 契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了します。

- ①ご本人が要介護または要支援でなくなった場合。
- ②ご本人が死亡した場合。

11. 損害賠償

当事業所において、事業所の責任によりご本人に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、ご本人に故意または過失が認められた場合には、ご本人のおかれた心身の状況を斟酌して減額するのが相当と認められた場合は、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

12. 緊急時の対応

サービス提供時にご本人の病状が急変した場合、その他必要な場合は速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

13. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

14. 人権擁護・虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会（テレビ電話装置等を活用して行

うことができるものとする。)を定期的開催し、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、指針を整備し、職員に対し研修の機会を確保します。また、事業所は、サービス提供中に、事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

1 5．身体的拘束等の禁止

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 6．非常災害対策

非常災害の発生の際に事業が継続できるよう、他の指定居宅介護支援事業者等との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

1 7．業務継続計画の策定等

- 1．事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2．事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3．事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 8．衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 1．事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- 2．事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 3．事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

19. 守秘義務に関する対策

1. 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
2. 事業者及び従業者は、業務上知り得たご本人またはその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

20. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

21. 相談・苦情

サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応します。

担当窓口	ケアプランセンター大空 西岡 正光	電話	0748-71-4330
		FAX	0748-71-4430
相談時間	月～金曜日 9:00～17:00		

★当事業所以外でも、下記の窓口があります。

湖南省健康福祉部高齢福祉課 高齢介護係 地域包括支援係	住所	湖南省夏見588番地
	電話	0748-71-2356 高齢介護係 0748-71-4652 地域包括支援係
	FAX	0748-72-1481
甲西地域包括支援センター	住所	湖南省三雲1186番地 三雲コミュニティセンター内
	電話	0748-72-8501
	FAX	0748-72-8502
石部地域包括支援センター	住所	湖南省石部東五丁目3番1号 石部診療所内
	電話	0748-76-4102
	FAX	0748-76-4108
甲西北地域包括支援センター	住所	湖南省菩提寺104番地13 生田病院内

	電話	0 7 4 8 - 6 9 - 5 1 0 4
	F A X	0 7 4 8 - 6 9 - 5 1 0 8
日枝地域包括支援センター	住所	湖南市西峰町 1 番地 1 市民学習交流センター（サンヒルズ甲西）内
	電話	0 7 4 8 - 7 6 - 3 2 2 6
	F A X	0 7 4 8 - 7 6 - 3 2 2 7
滋賀県国民健康保険団体連合 会	住所	大津市中央四丁目 5 - 9
	電話	0 7 7 - 5 1 0 - 6 6 0 5
	F A X	0 7 7 - 5 2 2 - 2 6 2 8

2 2 . 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項

1. 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
2. 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

[サービスご利用に際してのお願い]

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- (2) 訪問の際はペットをケージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。万が一リード等が不十分なため事故が起こった場合は保健所への届け出及び治療費の補償等をしていただきます。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (5) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

[サービス利用にあたっての禁止事項について]

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

説明日 年 月 日

<事業者>

所在地 滋賀県湖南市吉永170番地4

事業者 特定非営利活動法人ふれあいセンター「そよ風」

説明者氏名

私は本書面により事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け、内容に同意しました。

<ご本人>

住 所 滋賀県湖南市

氏 名

<家族又は代理人>

住 所

氏 名
